



福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健医療介護部がん感染症疾病対策課)
担当:西田、馬場
内線:3323(疫学調査担当)
直通:092-643-3268

オミクロン株の流行を踏まえた濃厚接触者の待機期間短縮について
～ 一定の要件の下、濃厚接触者の待機期間が最短6日間に短縮されます ～

- 本県の新規陽性者数はこのところ急速に増加しており、その8割以上はオミクロン株に置き換わっていると考えられます(注)。今後、さらに置き換わりが進むことが予想されるため、オミクロン株に関する科学的知見を踏まえた対応への切替えが求められます。
- 昨日、国の通知が発出され、オミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間が14日間から10日間に短縮されました。また、本県では、さらなる感染拡大時においても社会機能の維持と感染拡大防止を両立できるよう、「社会機能を維持するために必要な事業に従事する方」については、PCR検査等で陰性を確認することにより、最短6日間に短縮できる取扱いを開始します。
- 対象業種の事業者の皆様におかれては、濃厚接触者となった従業員の方の業務への従事が事業継続に必要な場合には、上記の取扱いの活用も御検討ください。

1 概要(別紙1参照)

- ・ 今後、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者は原則としてオミクロン株の陽性者として取り扱い、その濃厚接触者については、待機期間を10日間とする。
- ・ 社会機能を維持するために必要な事業に従事する方に限り、
 - ① 無症状
 - ② PCR検査または抗原定量検査であれば陽性者と最後に接触した日から6日目、抗原定性検査であれば6日目と7日目に検査を実施
 - ③ 陰性が確認された場合には、10日を待たずに待機を解除できる。

2 対象業種




- ・ 国の基本的対処方針に記載されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」(別紙2参照)

3 その他の留意事項

- ・ 濃厚接触者となった方が業務に従事することが事業の継続に必要なこと。
- ・ 検査は事業者の費用負担により行うこと。
- ・ 検査の結果、陽性が確認された場合、事業者は対象者に医療機関の受診を促すこと。
- ・ 10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできるだけ控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう対象者に説明すること。

注)変異株PCR検査によるオミクロン株疑いの割合=81.6%(R4年1月3日～9日)

濃厚接触者の取扱い

待機期間		10日間（※これまでは14日）		
		陽性者と最後に接触した日からの日数		
		0日～5日	6日～10日	11日～
1	医療従事者 	<ul style="list-style-type: none"> • 毎日の検査で陰性を確認 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">待機解除(部分的)</div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #f08080;">今回見直し</div> <ul style="list-style-type: none"> • 6日目のPCR検査または抗原定量検査で陰性を確認 • 6日目と7日目の抗原定性検査で陰性を確認 	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; background-color: #f08080;">今回見直し</div>
2	社会機能維持者 	待機	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">待機解除(部分的)</div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">待機解除</div>
3	その他 		待機	

1. 医療体制の維持に関わる事業者

- 全ての医療関係者

※ 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続に関わる事業者

- 高齢者、障害者等、特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)

※ 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保に関わる事業者

- 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持に関わる事業者

- 社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(託児所等)

5. その他

- 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているもの
- 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等(飲食店を含む)

ワクチン接種された方も含め

基本的な感染防止対策！

外出の際は、混雑した場所や感染リスクの高い場所を避けてください。

感染不安を感じる方は無料の検査



マスク着用



手洗い



三密回避



換気

県民の皆さまへ

- 感染力の強いオミクロン株による感染が拡大しています。
- これまでと同様に一人ひとりが基本的な感染防止対策の徹底を実施していただき、自らが感染しない、また、他の人に感染させないことが重要です。
- 外出や県をまたぐ移動に際しては、目的地の感染状況や利用する施設の感染防止対策を確認し、慎重に検討してください。
- 会食は感染防止認証マークが掲示されているお店を選び、飲食時以外はマスクの着用をお願いします。

